

【資料5】 学生と保護者に向けた県内就職情報発信強化事業業務委託 企画提案競技評価票

評価項目	評価内容	評価内容の観点	評価点
実施体制・事業実施の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の取組実績</li> <li>提案内容の実施体制</li> <li>事業目的を達成するための考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に同種の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。</li> <li>県が求める業務及び提案内容を実施する体制が確立されているか。</li> <li>事業目的を達成するため、明確な方向性、考え方、実施スキームが示されているか。</li> </ul>	10
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>表紙のデザイン</li> <li>タイトル・キャッチコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インパクトがあり、かつ読みやすいデザイン、レイアウトとなっているか。</li> <li>読んでみたいと思わせるタイトル、キャッチコピーとなっているか。</li> <li>画像、イラスト等は、テーマに相応しいものとなっているか。</li> </ul>	20
誌面構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>誌面の構成</li> <li>記事の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誌面構成は、仕様書の趣旨に適った提案となっているか。</li> <li>情報誌のターゲットである保護者の共感、関心を喚起し、学生の県内回帰・定着を促す内容となっているか。</li> <li>県内就職を具体的にイメージできる記事となっているか。</li> </ul>	30
経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費積算の妥当性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足なく項目出しと数量計上を行っているか。</li> <li>各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され妥当なものか。</li> </ul>	10
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の提案内容等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容について、提案者の独自性が盛り込まれているか。</li> <li>その他、特別考慮できるような加点要素があるか。</li> </ul>	20
賃金水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記配点表を参照</li> </ul>	○下記配点表を参照	5
女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記配点表を参照</li> </ul>	○下記配点表を参照	5
合計			100

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額、又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

※1 「所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。  
 ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。  
 ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。  
 ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。  
 ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	各0.25	
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1	女活法 ※2	1	
	次世代法 ※2		
	法令に基づく認定	えるぼし	最大3
		ブラチナえるぼし	
		くるみん	
ブラチナくるみん			
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰	各0.5	
	子ども・子育て支援知事表彰		
	男女共同参画社会づくり表彰		

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。  
 なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）